

云ふなるべし、此書き様は職原抄の姓朝臣名朝臣の事とは違ひ、別の事なり、一に混すべからず、下名の書様江次第にあり、略之、○又見安齋隨筆

〔職原抄上〕參議八人

參議者、諸官之中、四位以上有<sub>レ</sub>其才之人、奉勅參議官中政之意也、故非正官、然而除目任之、又例也、四位任之者、猶稱某朝臣、三位以上稱姓朝臣也、

〔故實拾要八〕名字朝臣

是名字朝臣ト云ハ、四位ノ參議ニ限ルコト也、譬バ定長朝臣親房朝臣ト書也、是ヲ名字朝臣ト云也、四品ノ參議ハ、如此名字朝臣ニ書ク也、此外ハ皆姓朝臣ニ書クコト也、

〔職官志二〕按五位以上、於此令○公分稱謂、故養老五年十月、太政官處分云、唱考之日、三位稱卿、四位惟稱姓、五位先名後姓、自又有此格、而遺制猶見職原抄、謂四位參議稱名朝臣、三位參議稱姓朝

臣是也、所謂名朝臣、即先名後姓者、姓朝臣、即先姓後名者、假如有藤原氏而朝臣姓者、任參議、以其官貴重、故三位稱卿、以次其名、四位未得輒稱卿、尚以其官貴重、故先其名而後姓者、姓是榮號、所以明門品也、故曰稱之、猶准名爵、

〔氏族考上〕授位任官の日、人を喚ぶに名を先にして姓を後にすると、姓を先にし名を後にする

などの制あり、略中これ四位の上下に仍て其稱を分ちたるにて、いまだ加婆禰の尊稱なる舊制を失はざりしなり、職原抄參議の條に四位任之者、猶稱某朝臣、三位已上稱姓朝臣とあるも、かくは轉れるなり、

〔多々良問答四〕一世話に平相國清盛朝臣と申候、此實名に付候尸不審に候、公卿にては有べく候哉如何、

是ハタラ自然ニ、カヤウニ付テ候タラン、但總而ハ朝臣ノ字ハ、宣命ナドニハ大臣ヲモ何ノ朝臣ト載之候間、カヤウニ付テ候候ハンブルモ、子細ハナキ事候歟、雖然常ニハ不可然候、